別記様式第３号（第３条第２項関係）

（表　面）

写真
縦　4.0cm
横　3.0cm

第　　号

年国勢調査
委託管理団体証
（業務委託証明書）

以下の団体は、　　年国勢調査に関する業務の委託管理団体であることを証明する。

委託管理団体名：

調査従事者氏名：

有効期間：　　年　月　日から　　年　月　日まで

年　月　日
総務省統計局長　印

政府統計

（裏　面）

注意事項

1　この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2　この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3　この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4　この証明書は、契約の解除により業務の委託機関でなくなったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

統計法(抄)

第41条　（前略）業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。（中略）
二　第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者（後略）

＜国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。＞

照会・連絡先

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列７番とする。

別記様式第３号（第３条第２項関係）

（表　面）

（写真）

第　　号

年国勢調査
委託管理団体証
（業務委託証明書）

以下の団体は，　　年国勢調査に関する業務の委託管理団体であることを証明する。

委託管理団体名：

調査従事者氏名：

有効期間：　　年　月　日から　　年　月　日まで

年　月　日
総務省統計局長　印

政府統計

（裏　面）

注意事項

1　この調査の事務を行うときは，この証明書を携帯し，必要に応じてこれを提示しなければならない。
2　この証明書は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。
3　この証明書を紛失したとき，又は記載事項に変更が生じたときは，直ちに発行者に届け出なければならない。
4　この証明書は，契約の解除により業務の委託機関でなくなったときは，直ちに発行者に返納しなければならない。

統計法(抄)

第41条　（前略）業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条　次の各号のいずれかに該当する者は，２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。（中略）
二　第41条の規定に違反して，その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者（後略）

＜国勢調査は，総務省統計局が，都道府県，市区町村を通じて実施するものです。＞

照会・連絡先

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列７番とする。